

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

南区地域福祉交流ラウンジ補助員 2名

2 職務内容

相模原市社会福祉協議会南区地域福祉交流ラウンジにかかる施設管理及び利用受付、統計入力、帳票類整理並びに相談窓口の紹介等

3 応募資格

- (1) 地域福祉活動に対する理解と熱意がある人
- (2) パソコンを使って簡単な文書作成、表計算 (Word, Excel) ができる人
- (3) 令和8年4月1日（水）より勤務可能な人

※なお、申込締切日〔3月5日（木）〕までに申込者がなかった場合は、それ以降、随時申込希望者を募るものとします。

※ただし、次のいずれかに該当する人は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・本会及び相模原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務場所

相模原市社会福祉協議会 南区地域福祉交流ラウンジ
(相模原市南区相模大野3-2-2 ボーノ相模大野2階)

5 採用予定日

令和8年4月1日（水）

6 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。
任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により任期の更新を行うことがあります。

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第33条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任期の更新は、できません。また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

7 勤務日時

- (1) 勤務日：月曜日～土曜日までの交代制勤務（概ね2日間に1日勤務）
- (2) 勤務時間：平日は9時～22時の間の4時間又は7時間勤務
土・祝日は9時～22時の間の5時間～7時間勤務

8 賃金

時給 1,310円

※通勤費は、自宅から勤務地までが2キロメートル以上の場合、規程に基づき交通費を別途支給

9 選考方法

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し、決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「応募の動機」として、400字詰め原稿用紙1枚以上2枚以内で、2月12日（木）から3月5日（木）までに申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、合否に関わらず3月9日（月）以降に郵送にて通知します。合否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接）は、3月17日（火）午前中を予定しています。
- (4) 第2次審査の結果については、合否に関わらず3月18日（水）以降に郵送にて通知します。合否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

10 応募方法

- (1) 提出書類等 本会所定の(I)申込書、(II)作文用紙の2点を、直接本人が下記の受付場所へお持ちいただき、ご郵送ください。
※本会受領前の提出書類等の紛失・遅延については、本会は受付期間の延

長など一切考慮いたしません。

※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしません。また、この選考において市社協が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。

(2) 受付期間 令和8年2月12日(木)から3月5日(木)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

※なお、申込締切日【3月5日(木)】までに申込者がなかつた場合は、
それ以降、隨時申込希望者を募るものとします。

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所及び問合せ先

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会南区事務所

住 所：相模原市南区相模大野6-22-1
(南保健福祉センター1階)

電 話：042(765)7065
F A X：042(748)4419

以 上